



茨城県報

第 166 号

令和 2 年 (2020 年) 12 月 24 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 茨城県防火管理者指定講習実施要項の一部改正 (消防安全課) 1
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 2
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 3
- 保安林の指定の解除 (林業課) 3
- 土地改良区の解散 (農村計画課) 4
- 茨城県災害復旧事業等補助金交付規程の一部改正 (農村計画課) 4
- 茨城県湛水排除事業費等補助金交付要項の一部改正 (農村計画課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) 5

公 告

- 茨城県環境影響評価条例の対象事業の工事完了について (環境政策課) 5
- 鹿島臨海工業地帯神之池東部地区関連施設用地の譲受人の公募について (立地整備課) 6
- 公共測量の実施 (4 件) (用地課) 7
- 公共測量の終了 (用地課) 7
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 8
- 落札者等の公示 (会計管理課) 8
- 入札公告 (茨城県近代美術館) 9

(警 察 本 部)

- 落札者等の公示 11

訓 令

- 茨城県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令 (管財課) 11

(県 議 会)

- 茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 13
- 茨城県議会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令 13

告 示

茨城県告示第1300号

茨城県防火管理者指定講習実施要項 (昭和36年 7 月 31 日茨城県告示第766号) の一部を次のように改正する。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 条中「知事の行なう」を「知事の行う」に改める。

第 6 条中「講習は毎年 1 回以上開催し、その日程、場所等については」を「講習を実施する際は、その日程、場所等について」に改める。

様式第 1 号中「印」を削る。

様式第 2 号中「印」を削る。

様式第 3 号中

交付番号	氏名	生年月日	住所	最終学歴	職業	対象物 区分	を
------	----	------	----	------	----	-----------	---

交付番号	姓	名	生年月日	備 考	に
------	---	---	------	-----	---

改める。

様式第 4 号中「印」を削る。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第1301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

日榮産業株式会社

代表取締役 加森 正恒

(2) 住所

水戸市笠原町600番地の27

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コスモス東光台店

石岡市東光台四丁目2855番 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号 第一福岡ビル S 館 4 階	横山 英昭

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3 年 8 月 17 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,531㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 60台
- イ 駐輪場の収容台数 10台
- ウ 荷さばき施設の面積 21㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 7.5㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 午後 10 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

令和 2 年 12 月 16 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 1302 号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和 52 年茨城県告示第 405 号) の一部を次のように改正する。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 1 中「0.70%」を「0.80%」に改める。

別表 2 中「0.30%」を「0.20%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 2 年 12 月 18 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日以前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第 1303 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
神栖市奥野谷字浜野6271番2
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

~~~~~

#### 茨城県告示第1304号

三並土地改良区から令和2年11月6日付けで認可申請のあった当該土地改良区の解散については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により令和2年12月18日付けで認可した。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

茨城県告示第1305号

茨城県災害復旧事業等補助金交付規程（昭和38年茨城県告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県災害復旧事業等補助金交付規程様式第1号から第8号のうち、 を削除する。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 茨城県告示第1306号

茨城県湛水排除事業費等補助金交付要項（昭和62年茨城県告示第327号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県湛水排除事業費等補助金交付要項様式第1号から第4号のうち、    を削除する。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

~~~~~

茨城県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 古河坂東自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市中田字宿並759番地先から 古河市中田字東町裏460番2地先まで	旧 (A)	メートル 最大 3.0 最小 3.0	メートル 175	迂回路設置
	(A)	最大 3.0 最小 3.0	175	
(B)	最大 9.2 最小 4.0	189		

茨城県告示第1308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 鹿田玉造線
- 2 供用開始の区間 鉾田市鹿田字宿道山967番2から
鉾田市鹿田字大溜井向1013番7まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月24日

茨城県告示第1309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 古河坂東自転車道線
- 2 供用開始の区間 古河市中田字宿並759番地先から
古河市中田字東町裏460番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月24日

公 告

●茨城県環境影響評価条例の対象事業の工事完了について

茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、水戸市から条例第2条第2項に規定する対象事業（以下「対象事業」という。）に係る工事が完了した旨の通知があったので、条例第29条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 事業者の氏名及び住所

- (1) 事業者の氏名 水戸市長 高橋 靖
- (2) 事業者の住所 茨城県水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号
- 2 対象事業の名称, 種類及び規模
- (1) 名称 水戸市新ごみ処理施設整備事業
- (2) 種類 一般廃棄物処理施設の新設 (ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場)
- (3) 規模
- ア ごみ処理施設
- (ア) ごみ焼却施設 1 日当たりの処理能力 330 トン
- (イ) リサイクルセンター 1 日当たりの処理能力 55 トン
- イ 一般廃棄物最終処分場 埋立容量 約 74,000 立方メートル
- 3 条例第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
対象事業に係る工事が完了したとき (第 2 号)。
- 4 条例第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった年月日
令和 2 年 11 月 30 日

◎鹿島臨海工業地帯神之池東部地区関連施設用地の譲受人の公募について

鹿島臨海工業地帯神之池東部地区関連施設用地の譲受人を次のとおり公募する。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 公募する土地の概要

区 画	所在及び地番	面 積	価 格
区画 A	神栖市東和田 37 番 14	3,423.09m ²	5,330円/m ²
	神栖市東和田 37 番 17	1,764.20m ²	
区画 B	神栖市東和田 37 番 15	11,429.93m ²	

2 売却の条件等

鹿島臨海工業地帯神之池東部地区関連施設用地公募要項 (以下「公募要項」という。) に定めるところによる。

3 申込受付期間

(1) 受付開始日

令和 2 年 12 月 24 日 (木)

(2) 締切日

令和 3 年 1 月 8 日 (金)

その後は毎月 15 日, 28 日

※ 土曜日, 日曜日, 祝日及び令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日までの期間を除く。

4 公募要項の配布場所及び申込受付場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県営業戦略部立地整備課 (電話 029-301-1111 (内 2766))

5 申込受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

6 申込みに必要な書類

本県所定の様式による。

7 その他

詳細については、茨城県営業戦略部立地整備課にお問い合わせください。

◎公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 ひたちなか市
- 2 作業種類 公共測量 写真地図(レベル1000)
- 3 作業期間 令和2年12月20日から
令和3年3月15日まで
- 4 作業地域 ひたちなか市全域

- 1 測量計画機関 茨城県市町村共同システム整備運営協議会
- 2 作業種類 公共測量(数値撮影)
- 3 作業期間 令和2年12月11日から
令和3年3月22日まで
- 4 作業地域 北茨城市, 高萩市(一部地域), 鹿嶋市, 潮来市

- 1 測量計画機関 茨城県市町村共同システム整備運営協議会
- 2 作業種類 公共測量(数値撮影)
- 3 作業期間 令和2年12月11日から
令和3年3月22日まで
- 4 作業地域 城里町, 笠間市, 水戸市, 大洗町, 石岡市, 土浦市, かすみがうら市, 阿見町

- 1 測量計画機関 茨城県市町村共同システム整備運営協議会
- 2 作業種類 公共測量(数値撮影)
- 3 作業期間 令和2年12月11日から
令和3年3月22日まで
- 4 作業地域 つくばみらい市, 龍ヶ崎市, 坂東市, 五霞町, 境町

◎公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年12月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 結城市
- 2 作業種類 公共測量 (数値地形図修正)
- 3 作業終了日 令和 2 年 12 月 7 日
- 4 作業地域 結城市全域

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字大戸字二重堀 3424 番 5, 3425 番 13
- 2 事業主の住所及び氏名  
富山県高岡市赤祖父 69 番地 2 グラン・トレス J 301 号  
矢部 亨

~~~~~

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
ホールボディカウンタ 1 式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
会計事務局会計管理課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
 - 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 10 月 13 日
 - 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
茨城県東茨城郡大洗町大貫町 3522
株式会社千代田テクノル 茨城営業所 所長 樋口 英実
 - 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
61,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日
令和 2 年 8 月 31 日
- ~~~~~

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県近代美術館長 尾 崎 正 明

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

茨城県近代美術館で使用する電気約 2,120,000 キロワット時の供給

(2) 購入物品の仕様

入札説明書で示す仕様とする。

(3) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 供給場所

茨城県水戸市千波町東久保 666-1

茨城県近代美術館

(5) 入札額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を入札書に記載すること。

なお、契約希望金額は、予定使用電力量の総価及び契約電力の総価の総合計とし、消費税等相当額を含むものとする。消費税率は、入札日現在の率とする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 茨城県物品・委託等の契約に係る指名停止等措置要項に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業者に登録されている者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(7) 1 の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒310-0851

茨城県水戸市千波町東久保 666-1

茨城県近代美術館 管理課

電話 029-243-5111

ただし、令和 3 年 2 月 17 日（水）に持参により入札書を提出しようとする者の提出場所は、(4)に示す場所とする。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和 2 年 12 月 24 日 (木) から令和 3 年 1 月 20 日 (水) まで (休館日を除く。) の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 入札書の受領期限

令和 3 年 2 月 16 日 (火) 午後 5 時 (必着)

(4) 開札の日時及び場所

令和 3 年 2 月 17 日 (水) 午前 11 時

茨城県水戸市千波町東久保 666-1

茨城県近代美術館 事務室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全額又は一部の納付を免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第 148 条各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 146 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) この入札に係る調達令和 3 年度予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity to be used in The Museum of Modern Art, Ibaraki about 2, 120, 000kWh

(2) Time-limit for tender:

Mail delivery: 5:00 p.m. February 16, 2021

Hand delivery: 11:00 a.m. February 17, 2021

(3) Contact point for the notice:

Administration division TEL 029-243-5111

The Museum of Modern Art, Ibaraki 666-1, Senba-cho, Mito-shi, Ibaraki 310-0851



(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県警察本部長 河 合 信 之

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①モバイルパソコン 50 台の賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 2 年 12 月 16 日 ④富士通リース株式会社代表取締役近藤芳樹 東京都千代田区神田練堀町 3 番地 ⑤月額 452,900 円 (消費税及び地方消費税抜き額) ⑥一般競争入札 ⑦令和 2 年 11 月 5 日 ⑧落札方式は最低価格



訓 令

茨城県訓令第 38 号

茨城県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

茨城県自家用電気工作物保安規程（平成 10 年茨城県訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 高低圧受電設備の表中

ケーブル	1	1 回 / 月	受電設備用 と同じ	1	1 回 / 年	受電設備用 と同じ				1	1 回 / 年	受電設備用 と同じ
	2	〃	〃			〃						
	3	〃	〃			〃						

を

ケーブル	1	1 回 / 月	受電設備用 と同じ	1	1 回 / 年	受電設備用 と同じ				1	1 回 / 年	受電設備用 と同じ
------	---	---------	--------------	---	---------	--------------	--	--	--	---	---------	--------------

に、

備	発電機関係	1	1 回 / 月	回転機器, その他機器 と同じ	1	1 回 / 年	回転機器, その他機器 と同じ				1	1 回 / 年	絶縁抵抗測定 保護継電器 動作 特性試験 電圧及び周 波数 接地抵抗測定
		2	"		2	"							
					3	"							
					4	"							

を

備	発電機関係	1	1 回 / 月	回転機器, その他機器 と同じ	1	1 回 / 年	回転機器, その他機器 と同じ				1	1 回 / 年	絶縁抵抗測定 保護継電器 動作 特性試験 電圧及び周 波数 接地抵抗測定
		2	"		2	"							
					3	"							
					4	"							

に,

⑦ 太陽	太陽電池	1	1 回 / 月	モジュール 表面の汚損 状況	1	2 回 / 年	汚損, 損傷, 変色 腐食, 緩み その他必要 事項	1				1	1 回 / 年	絶縁抵抗測定
		2	"		2	"								

を

⑦ 太陽	太陽電池	1	1 回 / 月	モジュール 表面の汚損 状況	1	2 回 / 年	汚損, 損傷, 変色 腐食, 緩み その他必要 事項					1	1 回 / 年	絶縁抵抗測定
		2	"		2	"								

に,

水 力 発	発電機関係	1	1 回 / 月	回転機器, その他機器 と同じ	1	1 回 / 年	回転機器, その他機器 と同じ				1	1 回 / 年	絶縁抵抗測定 保護継電器 動作 特性試験 電圧及び周 波数 接地抵抗測定
		2	"		2	"							
					3	"							
					4	"							

を

水 力 発	発電機関係	1	1 回 / 月	回転機器, その他機器 と同じ	1	1 回 / 年	回転機器, その他機器 と同じ				1	1 回 / 年	絶縁抵抗測定 保護継電器 動作 特性試験 電圧及び周 波数 接地抵抗測定
		2	"		2	"							
					3	"							
					4	"							

に

改める。

様式第 1 号及び様式第 3 号中「 _____ 印」を「 _____ 」に改める。

様式第 4 号中「 _____ 印」を「 _____ 」に改める。

様式第 6 号から様式第 9 号までの規定中「 _____ 印」を「 _____ 」
に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

~~~~~  
( 県 議 会 )

### 茨城県議会訓令第 2 号

茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県議会議長 常 井 洋 治

茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県議会事務局文書管理規程 (昭和 52 年茨城県議会訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 22 条第 3 項中「の認印を押印」を「が署名又は記名 (以下「署名等」という。) を」に改める。

第 28 条第 1 項第 1 号中「押印」を「署名等」に、「により合議する場合にあっては、」を「において行う」に、「いう」を「含む。以下この項において同じ」に改め、同項第 2 号中「押印」を「署名等」に改める。

第 31 条第 1 項中「押印」を「署名等を」に改める。

第 41 条第 1 項中「若しくは使送又は総合行政ネットワーク電子文書交換システムにより交換する」を「又は使送により行う」に改め、同条第 2 項中「第 24 条第 2 項各号により処理する」を「第 24 条第 2 項の規定により事案の処理を行った」に、「署名し、又は押印」を「署名等を」に改める。

様式第 2 号中「検 印」を「検 査」に改める。

様式第 3 号中「受領印」を「受領者」に改める。

様式第 10 号中「検印」を「検査」に改める。

様式第 11 号中「受領者印」を「受領者」に、「使送者印」を「使送者」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の茨城県議会事務局文書管理規程の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として、所要の訂正を施した上、なお使用することができる。

~~~~~  
茨城県議会訓令第 3 号

茨城県議会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 24 日

茨城県議会議長 常 井 洋 治

茨城県議会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令

茨城県議会事務局文書等整理保存規程 (昭和 60 年茨城県議会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

様式第 9 号中「承認印」を「承認者」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の茨城県議会事務局文書等整理保存規程の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として、所要の訂正を施した上、なお使用することができる。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)